

森林整備保全事業計画の骨子

1 基本的な方針

森林は、国民生活や国民経済の安定に不可欠な「**緑の社会資本**」

森林整備保全事業は、森林の多面的機能を維持・増進することにより**環境を創造する事業**

2 事業実施にあたっての留意事項

施策連携の強化等（森林整備事業と治山事業との適切な役割分担など）

森林資源及び既設施設の有効活用（木材利用の推進など）

多様な主体の参加の促進（地域住民等の参画など） 等

3 事業の目標と主な成果指標（4つの視点）

『安心』・・・国民が安心して暮らせる社会の実現

主な成果 育成途中の水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合
【整備保全をしない場合50% 整備保全により66%】

主な成果 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落数
【4万8千集落(H15) 5万2千集落(H20)】

『共生』・・・森林と人とが共生する社会の実現

主な成果 針広混交林など多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合
【31%(H15) 35%(H20)】

主な成果 海岸林や防風林などの総延長
【約7千kmを保全】

主な成果 バリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林
【約1,100万人の都市住民に提供】

『循環』・・・循環を基調とする社会形成への寄与

主な成果 木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量
【1億2千万m³増加】

『活力』・・・活力ある地域社会形成への寄与

主な成果 森林資源を積極的に利用している地域数
【約10流域(H15) 約20流域(H20)】

主な成果 山村地域における生活環境の整備
【今後5カ年に整備が完了する地区の人口約80万人】

森林・林業に関する施策の充実及び国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取組により、森林経営による吸収量3.9%(1,300万炭素ト)の確保を目指す

4 主な事業量

- | | |
|--------|--|
| 森林整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 約90万haの水土保持林において森林の健全性確保に向けた間伐、複層林や高齢級の森林、針広混交林への誘導を実施 ・ 約350地区において山村地域の定住基盤、森林整備の基盤等を総合的に整備 |
| 治山事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ダム上流等の重要な水源地を対象に、荒廃した森林の再生等を約1,500地域で実施 ・ 集落、市街地、重要なライフライン等に近接する地域において、防災機能を高める保全対策を約1,900地域で実施 |